

津野町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

津野町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自己の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的とし、津野町教育振興計画に掲げた目標を達成するための取り組みの一環として位置づける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質を高めていく。

(2) 本町の現状

本町では、「学校における働き方改革取組方針」を策定し、教育職員の時間外在校等時間を月45時間以内、年間360時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減に取り組んできた。

これまでの取り組みとして、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図った他、業務の適正化など、様々な取り組みを実施した。

こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

学校	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月36：14	34.9%	5.8%
中学校	月41：39	41.4%	6.0%

このように、教育職員の1箇月当たりの勤務時間外在校時間は、小学校・中学校ともに45時間を超える教育職員が多数おり、80時間を超える教育職員も存在することから、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 5 日以上にする
【14 日】(※令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの集計値)
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 9%以下とする
【9.1%】
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 75 以下とする(全国平均 100)
【78.0】
- エ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を 60%以上とする
【56.8%】

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点項目として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3 分類」①関係)
 - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3 分類」②関係)
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察等による見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理(「3 分類」③関係)
 - ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、各学校と連携し円滑な業務遂行に努める。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3 分類」⑤関係)
 - ・町長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口の設置について検討するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答（「3 分類」⑥関係）
 - ・ Groupware の機能等を活用することによって、教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3 分類」⑦関係）
 - ・ 当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて ICT 支援員を活用する。
- ◆ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3 分類」⑧関係）
 - ・ 教育委員会と連携を図りながら、情報教育主任及び ICT 支援員が中心となっていくつ、地域の実情に応じ民間事業者を活用する。
- ◆ 部活動（「3 分類」⑬関係）
 - ・ スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ◆ 授業準備（「3 分類」⑮関係）
 - ・ 授業準備や採点作業等を補助する学習支援員を配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
- ◆ 学習評価や成績処理（「3 分類」⑯関係）
 - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◆ 学校行事の準備・運営（「3 分類」⑰関係）
 - ・ 修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及び学習支援員との協働を促進する。
- ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3 分類」⑲関係）
 - ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、スクールソーシャルワーカーや教育支援センター指導員等による効果的な支援を促進する。

（2）学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小 4 以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に早期設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に産業医等による面接指導を受けるよう促す。

イ 終業から始業までに 11 時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。

ウ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

カ 学校における定時退校日を月 4 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 3 日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取り組みの着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、津野町のHP等で公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

(2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

(3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、Groupware による勤務状況管理で把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

【参考資料】

学校と教師の業務の3分類

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連携調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応